



令和8年度の「国民健康保険税」が変わります

国民健康保険は、安心して医療機関にかかることができるように、加入者全体で支え合う制度です。埼玉県と市町村が共同運営をしており、原則として、必要な支出は保険税や公費で賄うことになっています。埼玉県では、安定した事業の運営を目的として「埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）」を策定しました。令和12年度までに埼玉県内の保険税水準の統一を目指し、本市においてもこの方針に沿って、段階的に取り組んでいきます。

詳細は市ホームページ「令和8年度から国民健康保険税率が変わります」をご確認ください



変更点

その1 所得割額の税率改定などを行います



国民健康保険事業は、社会保険の適用拡大による被保険者数の減少と一人あたりの医療費の増加などの影響により、赤字額が増加傾向にあります。(表1)

国民健康保険を今後も持続可能な制度とするため、埼玉県の運営方針に沿って税率改定などを行います。(表2)

表1 川口市の一人あたりの医療費と赤字額(法定外一般会計繰入金)の推移

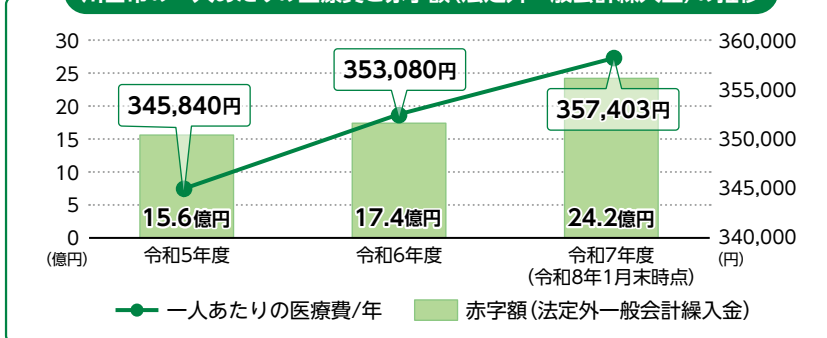


表2 保険税は、①～④を合計した額になります。

区分		令和7年度	令和8年度
① 医療給付費分	所得割	7.45%	7.45%(変更なし)
	均等割	28,000円	44,000円
	賦課限度額	65万円	66万円
② 後期高齢者支援金分	所得割	2.50%	2.78%
	均等割	9,000円	16,000円
	賦課限度額	24万円	26万円
③ 介護納付金分(40～64歳)	所得割	1.30%	2.36%
	均等割	13,000円	17,000円
	賦課限度額	17万円	17万円(変更なし)
④ 子ども・子育て支援金分	所得割	—	0.27%
	均等割	—	1,500円※
	賦課限度額	—	3万円
①～④の合計	所得割	11.25%	12.86%
	均等割	50,000円	78,500円
	賦課限度額	106万円	112万円

※18歳に達する日以降の最初の3月31日以前である被保険者は0円となります。

その2 子ども・子育て支援金制度が始まります

この制度は、被保険者の皆さんに支援金をご負担いただくことで、社会全体で子どもや子育て世帯を応援する制度です。令和8年度から国民健康保険税と合わせて納付いただくものです。



(表2④)

詳細はこども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援金制度について」をご確認ください



その3 均等割額の法定軽減を拡充します



前年の世帯総所得金額等が一定の基準以下の場合、均等割額を軽減しますが、その対象範囲を拡充します。

詳細は市ホームページ「国民健康保険税の軽減について(所得が一定基準以下)」をご確認ください

